

子ども・子育て支援新制度の概要

1 子ども・子育て新制度とは

子ども・子育て関連 3 法に基づく制度

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する。

ニーズを把握し、認定子ども園・幼稚園・保育所などの整備を計画的に進める。

子どもを生み、育てやすい社会づくりを目指す。

(子ども・子育て関連 3 法・・・ 子ども・子育て支援法 認定子ども園法の一部改正法
子ども・子育て支援法及び認定子ども園法の一部改正法の施行
に伴う関係法律の整備等に関する法律)

(認定こども園・・・幼児期の学校教育・保育、地域での子育て支援を総合的に提供する施設。保護者が働いている、いないにかかわらず利用できる。保護者の就労状況が変わっても継続利用できる。利用していない子どもの家庭も子育て支援を受けられる。)

2 実施主体 市町村

3 開始年度 平成 27 年度

- 4 意義
- ・「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す。
 - ・一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保証する。
 - ・地域や社会が保護者に寄り添い、親としての成長を支援する。
 - ・適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育を提供する。
 - ・幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図る。
 - ・社会の全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たす。

5 課題と対応 子育てをめぐる課題の解決

| | 課題 | 取組み |
|---|---------------------------------------|--|
| 1 | 親の働く状況にかかわらず、質の高い幼児期の学校教育・保育が受けられること | 認定こども園の普及を進める。 |
| 2 | 家族や地域での子育て力の低下(核家族化や高齢化、地域での人間関係の希薄化) | 親子が交流し子育て相談ができる拠点の設置数増加 子育て支援センター、一時預かり、放課後児童クラブの増加 |

| | | |
|---|-----------------------|--|
| 3 | 都市部の待機児童 近くに保育の場がない地域 | 待機児童解消のため、保育の受入れ人数を増やす。(認定こども園、保育所、家庭的保育、小規模保育) 子どもが減少傾向にある地域の保育を支援(地域型保育給付) 地域の多様なニーズに対応(認定こども園と連携 放課後児童クラブ、地域子育て支援拠点、一時預かりなどを併設) |
|---|-----------------------|--|

6 施行までの作業

| |
|--|
| 子ども・子育て会議の設置 |
| 需要の調査 |
| 事業計画の検討(構成・区域設定) 教育・保育の「量の見込み」を検討 既存施設に対する新制度への移行の意向確認 子ども・子育て支援事業計画の策定 |
| 認可基準(幼保連携型認定こども園、地域型保育事業)の検討 |
| 運営基準(確認制度)の検討 |
| 支給認定基準(条例制定)の検討 子どものための教育・保育給付・・・認定こども園 幼稚園 保育所 小規模保育事業者 家庭的保育事業者 居宅訪問型保育事業者 事業所内保育事業者 |
| 地域子ども・子育て支援事業(放課後児童クラブの設置運営基準)の検討 地域子育て支援拠点事業・・・一時預かり 乳児家庭全戸訪問事業 延長保育事業 病児・病後児北事業 放課後児童クラブ |
| 費用・利用者負担の検討 |
| 保育緊急確保事業の検討 |
| 制度管理システムの導入 |